

平成27年(行ツ) 第214号, 第220号, 第224号, 第236号, 第237号, 第239号, 第246号, 第253号, 第257号~第259号, 第263号, 第264号, 第267号, 第268号, 第270号, 第278号, 第280号
選挙無効請求事件

多 数 意 見 要 旨

1 公職選挙法の小選挙区選挙の区割規定(本件区割規定)の合憲性

(1) 憲法は、投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。国会において衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度を採用する場合、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきであ

る。

(2) 平成23年大法廷判決を受けて、平成24年法律第95号（平成24年改正法）による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（旧区画審設置法）3条2項の削除及び各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、更に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように区割りを改めることを内容とする平成25年法律第68号（平成25年改正法）が成立し、同法による改正後の平成24年改正法（平成25年改正後の平成24年改正法）により改定された選挙区割り（本件選挙区割り）の下で本件選挙が施行された。本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区画審設置法3条所定の区割基準（旧区割基準）に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた同条2項が削除された後の区画審設置法3条（新区画審設置法3条）の定める区割基準（新区割基準）に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。

しかるところ、本件選挙区割りにおいては、平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、本件選挙時ににおける選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していた。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることがあるというべきであり、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制

度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

(3) 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正是国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか

否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される。

(4) 国会において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた平成24年改正法による改正前の公職選挙法13条1項及び別表第1の定める選挙区割り（旧選挙区割り）が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると認識し得たのは、平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日の時点からであったというべきである。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められ、その一連の過程を実現していくことは、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ないところ、まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ、同条2項の規定の削除と選挙区間の人口の較差を2倍未満に抑えるための0増5減による定数配分の見直しが行われ、平成24年改正法及び平成25年改正法の成立によってこれらが実現したものであり、これにより改定された本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差も、改定の時点では平成22年国勢調査の結果に基づく人口によれば

最大1対1. 998まで縮小しており、一定の縮小がみられたものである。このように、平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものということができる。

もとより、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ていないため、本件選挙時には較差が2倍以上の選挙区が出現し増加している。しかしながら、この問題への対応や合意の形成に様々な困難が伴うことを踏まえ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることによつてこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されないと解されるところ、本件選挙は、平成25年改正後の平成24年改正法の施行による選挙区割りの改定から約1年5か月後に施行されたものであり、その改定後も国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ、衆議院に設置された検討機関において検討が続けられることなどを併せ考慮すると、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものということができるのである。

以上に鑑みると、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断することはできない。

(5) 以上のとおりであつて、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選

選区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

2 重複立候補制に関する公職選挙法の規定の合憲性（平成27年（行ツ）第253号事件関係）

重複立候補制に関して定めた公職選挙法86条の2及び95条の2の規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものではなく、また、衆議院議員総選挙のうち小選挙区選挙の無効を求める訴訟において比例代表選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることのできないことは、当裁判所大法廷判決の判示するところであるか、又はその趣旨に徴して明らかである。

（多数意見を構成する裁判官は、1につき寺田長官、千葉、岡部、大谷剛彦、山浦、小貫、山崎、大谷直人、小池各裁判官の9名、2につき寺田長官、櫻井、千葉、岡部、大谷剛彦、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山崎、池上、大谷直人、小池各裁判官の14名）（注）山本裁判官はいずれの事件にも関与していない。